

令和7年度 固定資産税 (償却資産) の申告の手引

吉 見 町

- 1 償却資産について
- 2 償却資産の申告が必要な方について
- 3 提出書類について
- 4 申告の対象となる主な償却資産（業種別）について
- 5 主な償却資産の区分と耐用年数について
- 6 国税（法人税・所得税）との主な相違点について
- 7 建物附属設備及び特定附帯設備の取扱いについて
- 8 固定資産税（償却資産）の評価方法及び税額の算出について
- 9 非課税及び課税標準の特例について
- 10 その他

よくある質問（Q & A）

記載例

償却資産申告書の記載例

種類別明細書（増加資産・全資産用）の記載例

種類別明細書（減少資産用）の記載例

提出期限：令和7年1月31日（金）（消印有効）

※申告書作成前にお読みください。

【申告先及び問い合わせ先】

〒355-0192

埼玉県比企郡吉見町大字下細谷4-1-1番地

吉見町役場 税務会計課 課税係（1階1番窓口）

Tel 0493-54-5028（直通）

吉見町ホームページも御利用ください。 ※URL  **吉見町 償却資産** で検索

<https://www.town.yoshimi.saitama.jp/soshiki/azeimukaikeika/3/1/473.html>



窓口での申告のほか、郵送による申告やeLTAX（エルタックス）で電子申告もできます。
詳しくは、裏表紙を御覧ください。

1 償却資産について

「償却資産」とは、会社や個人で事業をされている方の、土地及び家屋以外の有形の事業用資産（ただし、自動車税・軽自動車税の対象となる車両は除く）で、所得税法又は法人税法の所得の計算上減価償却の対象となる資産をいいます。また、償却資産の所有者は、毎年、1月1日現在での所有状況を資産が所在する市町村に申告することが法律で義務付けられています。（地方税法第383条）

2 償却資産の申告が必要な方について

令和7年1月1日現在、償却資産を所有されている方は、申告が必要です。また、償却資産を所有されていない方は、申告書の備考欄に「資産なし」として申告をお願いします。また、廃業・移転・合併等で全ての資産が減少した方も、減少の申告をお願いします。

3 提出書類について ※「記載例」を確認の上、記入してください。

- (1) 償却資産申告書（償却資産課税台帳） 提出用1部
 - (2) 種類別明細書（増加資産・全資産用） 提出用1部（資産の名称等が印刷してあるもの）※新規申告の場合なし
 - (3) 種類別明細書（増加資産・全資産用） 提出用・入力用各1部（増加資産があるとき）
 - (4) 種類別明細書（減少資産用） 提出用・入力用各1部（減少資産があるとき）※新規申告の場合なし
- ※その他、課税標準の特例を新たに申請される場合は、上記に加え、「課税標準特例適用申告書」及び添付書類も提出してください。

4 申告の対象となる主な償却資産（業種別）について

申告の対象となる資産は、事業の用に供することができる資産です。

主な償却資産を業種別に例示しますと、次のとおりとなります。

業 種	償却資産の具体例
各 業 種 共 通	店舗内装、パソコンなどの事務機器、応接セット、レジ関係、ロッカー等、機器類（エアコン、テレビ、ネオンサイン、受変電設備、監視制御装置等）、外装関係（植栽、門、塀、外構、外灯、看板等）、駐車場設備、舗装路面、金庫、太陽光発電設備等
小 売 業	商品陳列ケース、陳列棚、陳列台、自動販売機、冷蔵庫、冷凍庫、日よけ等
飲 食 業	接客用テーブル・椅子、カウンター、室内装飾品、厨房設備、カラオケセット、テレビ、放送設備、自動販売機、冷蔵庫、冷凍庫、自動食器洗浄器等
製 パン・製 菓 業	窯、オーブン、スライサー、あん練機、ミキサー、厨房設備、ビニール包装機等
理 容・美 容 業	理・美容椅子、洗面設備、タオル蒸器、ドライヤー、パーマ機、消毒殺菌機、サインポール、テレビ等
ク リ ー ニ ン グ 業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ビニール包装設備、給排水設備等
医 院・歯 科 医 院	各種医療用機器（X線装置、心電計、電気血圧計、保育器、脳波測定器、ベッド、CT装置、MRI装置、歯科診療ユニット、ファイバースコープ等）、待合室用椅子等
駐 車 場 事 業	舗装路面、フェンス、料金計算装置、駐車装置（機械設備、ターンテーブル）、白線等
不 動 産 賃 貸 業	家屋評価に含まれない外構工事、集合郵便受、駐車場設備、舗装路面、買取型セキュリティシステム、太陽光発電システム等
建 設 業	大型特殊自動車、コンクリートカッター、パワーショベル、発電機等
運 送 業	大型特殊自動車対象フォークリフト等
農 業	ビニールハウス、農耕用車両（自動車税や軽自動車税が課税されているものを除く）、温室管理装置や乾燥機など農業用機械設備、農業用器具
パ チ ン コ 店	パチンコ・パチスロ台、両替・玉貸・還元機、店内放送設備、駐車場設備、防犯監視設備等
ガソリンスタンド	洗車機、ガソリン計量器、防火壁、独立キャノピー、地下タンク、照明設備等

(例) 看板・広告等

機械

発電・受変電設備

大型特殊自動車

パソコン



○テナントの資産

賃借人(テナント)が御自分の費用で施工した内装その他の設備については、テナントから償却資産として申告してください。(地方税法第343条第9項)

○リース資産

リース資産については、リース会社からの申告となります。ただし、リース期間経過後、無償譲渡等の条件の付いた所有権留保付割賦販売に相当する資産については、買主からの申告が必要なものもありますので、契約書を御確認ください。

○次のような資産も、事業のために使用されている場合は申告対象となります。

- ・簿外資産(帳簿に記載されていない資産)
- ・償却済資産(減価償却を終わって帳簿上残存価額のみ計上されている資産)→取得価額の5%の額を、評価額とします。
- ・遊休資産(稼働を休止しているが、維持補修が行われている資産)
- ・未稼働資産(まだ稼働していないが、すでに完成している資産)

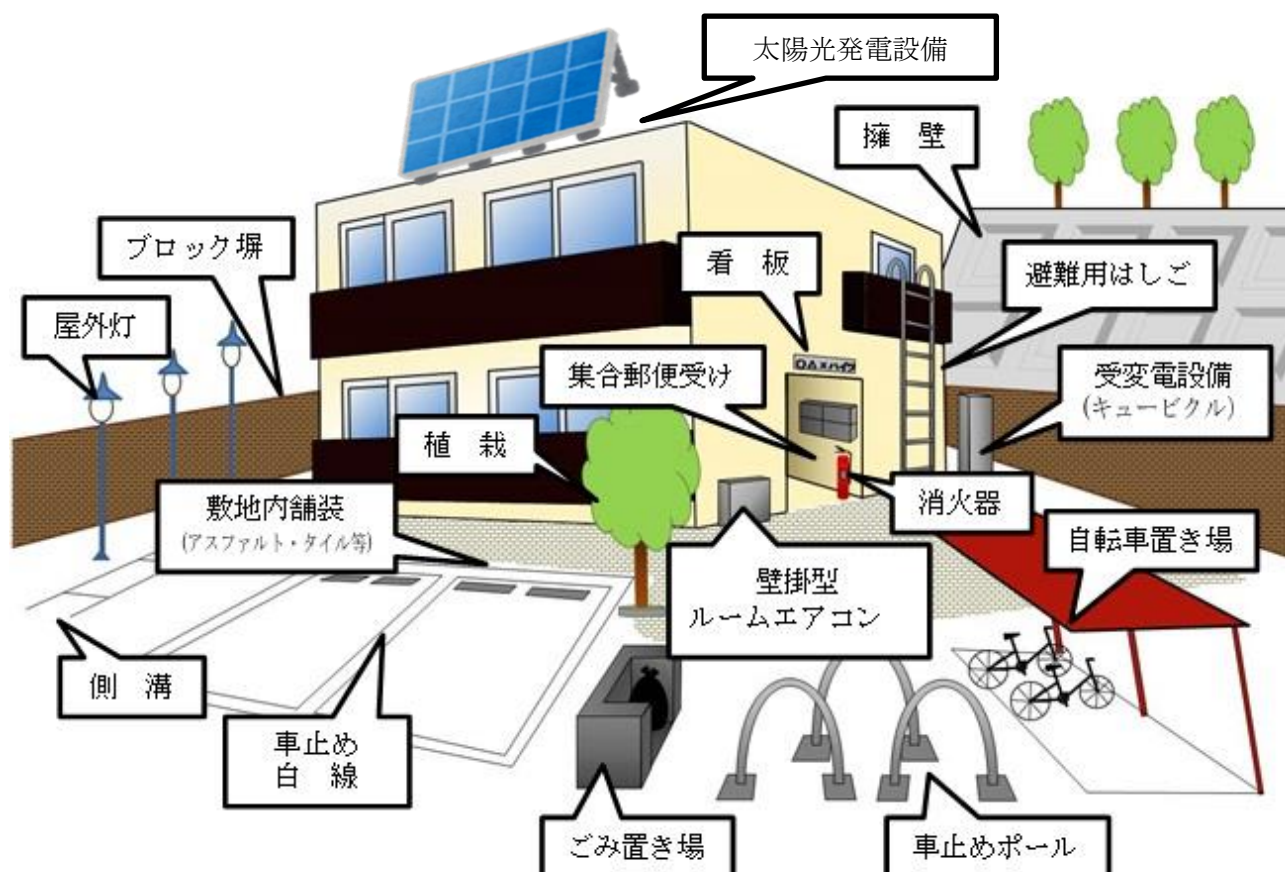
※資本的支出(改良費)は、本体部とは別に新たな資産として申告してください。

○無形資産(法律上の権利や事実上の権利など)は申告の対象外です。

主に次のようなものがあります。(ソフトウェア、鉱業権、特許権、営業権、電気ガス・水道施設利用権等)

【(例) 賃貸用アパートを建てられた場合の主な償却資産】

税務会計上は、すべてを建物本体に含めて減価償却していても、固定資産税の家屋の評価に含められない建設設備や外構工事は、「償却資産」の申告対象となります。アパートの建物本体は「家屋」に該当しますので、申告は不要です。



5 主な償却資産の区分と耐用年数について

主な償却資産の区分と耐用年数について例示しましたので、申告の参考としてください。

なお、詳しい耐用年数については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」を確認してください。

⇒ 国の法令データ提供システム <https://elaws.e-gov.go.jp/>

資産の 種 類	耐用 年数	主な償却資産例	耐用 年数	主な償却資産例
1 構築物	3	可動間仕切り(簡易なもの・その他は15年)	12	エヤーカーテン又はドアー自動開閉設備
	6	蓄電池電源設備	13	冷暖房設備(冷凍機の出力が22kW以下のもの・ その他は15年)
	7	工場緑化施設		
	8	消火、排煙又は災害報知設備及び格納式避難設備 アーケード又は日よけ設備(金属製は15年)	15	給排水又は衛生設備及びガス設備　ブロック塀 コンクリート舗装路面　エスカレーター
	10	アスファルト舗装路面 金属造の煙突・街路灯・ガードレール 電気通信事業用の通信ケーブル(光ファイバー製)	17	エレベーター
20			広告用のもの(金属造・金属造以外は10年)	
30			水泳プール	
2 機械 及び 装置	7	農業用設備　電気機械器具製造業用設備	12	道路貨物運送業用設備 倉庫業用設備
	8	ガソリンスタンド設備　飲食店業用設備 情報通信機械器具製造業用設備		
	9	飲食品小売業用設備　通信業用設備	13	洗濯業、理容業、美容業又は浴場業用設備
	10	食料品製造業用設備 飲食品卸売業用設備	15	自動車整備業用設備
			17	太陽光発電設備(※1)
		18	水道業用設備	
		ブルドーザーやパワーショベル等の建設機械に該当する 大型特殊自動車 (ナンバープレート分類番号が「0」「00」から「09」「000」から「099」のもの)(※2)		
5 車両及び 運搬具		フォークリフト等の 大型特殊自動車 (ナンバープレート分類番号が「9」「90」から「99」「900」から「999」のもの)(※2)		
	(例)	熊谷 900 ← 分類番号 あ 12-* (※2)大型特殊自動車については、詳しくは、吉見町ホームページを確認してください。		
		農耕作業用自動車(最高速度が毎時35km以上のもの)		
		(注)自動車税や軽自動車税の課税対象となるものを除きます。		
6 工具、 器具 及び 備品	2	パチンコ器　植物(貸付業用のもの)	6	冷暖房用機器　電気・ガス機器　電気冷蔵庫 電気洗濯機　インターホーン及び放送用設備
	3	看板　ネオンサイン　スポーツ具 じゅうたんその他の床用敷物 カーテン他繊維製品		
	4	パソコン(サーバー用のものを除く) レントゲン(移動式) 消毒殺菌用機器	7	大型コンテナ(長さ6m以上のもの) 血液透析又は血しょう交換用機器 歯科診療用ユニット
	5	複写機　テレビ　タイムレコーダー ファクシミリ　手さげ金庫　楽器 自動販売機　理容・美容機器 碁・将棋・麻雀その他遊戯具	8	陳列だな及び陳列ケース(冷凍冷蔵機付は6年) 応接セット(接客業用は5年) 室内装飾品(金属製は15年)　事務机・事務いす 及びキャビネット(金属製は15年)
			10	時計
15			植物(貸付業用を除く)	

(注)取得価額の算出方法及び消費税の取扱いは、原則として国税(法人税・所得税)の取扱いと同じです。よって、事業者の固定資産取得に係る経理方式が、税込経理であれば消費税を含んだ金額で、税抜経理であれば消費税を含まない金額で算定します。

(注)耐用年数は、中古等の例外を除き、基本的には「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」が適用されます。なお、平成20年度までは改正前の耐用年数に応じた減価率、平成21年度からは改正後の耐用年数に応じた減価率で算出します。

※1 太陽光発電設備をお持ちの方は、吉見町ホームページで詳しく説明していますので、確認してください。

(※1)太陽光発電設備の例

(※2)大型特殊自動車の例

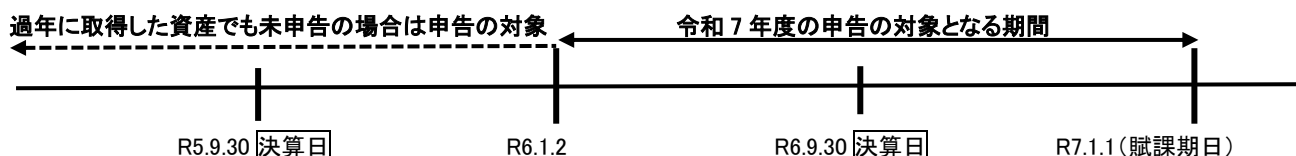


6 国税（法人税・所得税）との主な相違点について

固定資産税（償却資産）の課税について、国税の取扱いと比較すると、主に次のとおりです。

項 目	国税（法人税・所得税）	固定資産税（償却資産）
償却計算の基準日	事業年度（決算期）	賦課期日1月1日（決算期後1月1日までの取得資産も申告が必要）（※）
一般資産の減価（償却）の方法	定率法または定額法の選択制	定率法（計算例→6ページ参照） （法人税法等の旧定率法で用いる償却率と同様）
前年中の新規取得資産	月割償却	半年償却（1/2の減価率を適用）
圧縮記帳の制度	制度あり	制度なし（本来の取得価額で申告が必要）
特別償却・割増償却	制度あり	制度なし（通常の減価率で減価）
評価額の最低限度	備忘価格（1円まで）	取得価額の5%（償却済資産は申告が必要）
改良費（資本的支出となるもの）	原則区分評価	区分評価（本体資産と分けて申告が必要）

（例）1年決算法人で、決算日9月30日の場合（※）



＜少額償却資産の取扱い＞

	取得価額	国税の取扱い	固定資産税（償却資産）
個人の場合 （平成11年1月1日以後に取得した資産の場合）	10万円未満	必要経費	申告対象外
	10万円以上	3年間一括償却	申告対象外
	20万円未満	減価償却	申告対象
	20万円以上	減価償却	申告対象
法人の場合 （平成10年4月1日以後に開始された事業年度に取得された資産の場合）	10万円未満	損金算入	申告対象外
		3年間一括償却	申告対象外
		減価償却	申告対象
	10万円以上	3年間一括償却	申告対象外
		減価償却	申告対象
		減価償却	申告対象

※「中小企業等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例制度」により30万円未満の減価償却資産（合計額300万円まで）を必要経費又は全額損金算入した場合は、申告対象となります。

7 建物附属設備及び特定附帯設備の取扱いについて

(1) 自己所有家屋に取り付けた建物附属設備

ア 建物附属設備の家屋と償却資産の区分（次ページの区分表を参照してください。）

自己所有家屋に取り付けた建物附属設備は、固定資産税の取扱い上、次により家屋と償却資産とに区分して課税されます。

償却資産とするもの … 単に移動を防止する程度に家屋に取り付けられたもの又は独立した機器としての性格の強いもの

家屋とするもの …… 家屋の所有者が所有し、家屋と構造上一体となって家屋の効用を高める電気設備、ガス設備、給排水設備、衛生設備、消火設備、空調設備など

イ 特定の生産又は業務用の設備等の取扱い

特定の生産活動を行うために必要な動力源、熱源、水処理、汚水処理、冷却、照明用として用いられるボイラー、動力配線・配管、コンセント、ガス配管、給排水配管、給排気設備、エアー配管、油配管、照明設備等及びその附属設備は、償却資産となります。例えば、工場内で製造用機械を動かすための動力配線設備、ガスパナー用のガス配管、工業用水道配管や汚水配管、精密機械工場内の空調設備や集塵設備、熱処理用のボイラー設備、コンピュータ室（人が作業することが想定されない部屋）に設置されている大型コンピュータを冷却するための専用空調設備等が該当します。

ただし、事務室の照明用電気配線や生活用の上下水道配管、冷暖房用空調配管、ガス配管等は家屋の評価対象となります。

(2) 賃借人等の方が取り付けた内装、造作、建築設備等の資産（特定附帯設備）

賃貸建物などを借り受けて事業をされている方（テナントの方）が自らの事業を営むために取り付けた電気設備、ガス設備、給排水設備、衛生設備等や外壁、内壁、天井、床等の仕上げ及び建具、配線・配管等のことを特定附帯設備といいます。

特定附帯設備は、テナントの方が償却資産として申告してください。

(3)家屋と償却資産の区分表

主な設備等を例示しますと、次のとおりです。

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有関係			
			同じ場合		異なる場合	
			家屋	償却資産	家屋	償却資産
建 築 工 事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	○			◎
電 気 設 備	受変電設備	設備一式		◎		◎
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		◎		◎
	中央監視設備	設備一式		◎		◎
	電灯コンセント設備、照明器具設備	屋外設備一式		◎		◎
		屋内設備一式	○			◎
	電力引込設備	引込工事		◎		◎
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	電話設備	電話機、交換機等の機器		◎		◎
		配管・配線、端子盤等	○			◎
	LAN設備	設備一式		◎		◎
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器		◎		◎
		配管・配線等	○			◎
	監視カメラ(IT V)設備	受像機(テレビ)、カメラ、録画装置等の機器		◎		◎
		配管・配線等	○			◎
	避雷設備	設備一式	○			◎
	火災報知設備	設備一式	○			◎
給 排 水 衛 生 設 備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		屋内の配管等、高架水槽、受水槽、ポンプ等	○			◎
	給湯設備	局所式給湯設備(電気温水器・湯沸器用)		◎		◎
		局所式給湯設備(ユニットバス用、床暖房用等)、中央式給湯設備	○			◎
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		屋内の配管等	○			◎
	衛生設備	設備一式(洗面器、大小便器等)	○			◎
空 調 設 備	空調設備	ルームエアコン(壁掛型)、特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	換気設備	特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
そ の 他 の 設 備 等	運搬設備	工場用ベルトコンベア、垂直搬送機		◎		◎
		エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機(ダムウェーター)等	○			◎
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備(飲食店等)、寮・病院・社員食堂等の厨房設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	その他の設備	冷凍・冷蔵倉庫における冷却装置、ろ過装置、POSシステム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡易間仕切(衝立)、機械式駐車設備(ターンテーブルを含む)、駐輪設備、ゴミ処理設備、メールボックス、カーテン・ブラインド等		◎		◎
外 構 工 事	外構工事	工事一式(門・塀・緑化施設等)		◎		◎

8 固定資産税（償却資産）の評価方法及び税額の算出について

申告内容に基づいて償却資産を評価し、課税標準額を求め税額を計算します。

①資産ごとに評価額を算出

＜評価額の算出方法＞

償却資産の取得時期、取得価額及び耐用年数を基本として算出します。

【前年中取得】 取得価額 × 前年中取得減価残存率^㉔

【前年前取得】 前年度評価額 × 前年前取得減価残存率^㉕

＜計算例＞

○令和6年7月に、取得価額500,000円で、耐用年数3年の資産を取得した場合

年度	計算式	評価額
令和7年度	500,000円 × 0.732 = 366,000円	366,000円
令和8年度	366,000円 × 0.464 = 169,824円	169,824円
令和9年度	169,824円 × 0.464 = 78,798円	78,798円
令和10年度	78,798円 × 0.464 = 36,562円	36,562円
令和11年度	36,562円 × 0.464 = 16,964円 < 25,000円(※)	25,000円

※取得価額の5%(25,000円)より小さくなるので、令和11年度以降は25,000円となります。

＜減価残存率＞

「固定資産評価基準」別表第15（減価率・減価残存率表）から一部抜粋

※法人税法等の旧定率法償却率と同様です。

耐用年数	耐用年数に応じた定率法による減価率	減価残存率		耐用年数	耐用年数に応じた定率法による減価率	減価残存率		耐用年数	耐用年数に応じた定率法による減価率	減価残存率	
		前年中取得のもの ㉔	前年前取得のもの ㉕			前年中取得のもの ㉔	前年前取得のもの ㉕			前年中取得のもの ㉔	前年前取得のもの ㉕
2	0.684	0.658	0.316	12	0.175	0.912	0.825	22	0.099	0.950	0.901
3	0.536	0.732	0.464	13	0.162	0.919	0.838	23	0.095	0.952	0.905
4	0.438	0.781	0.562	14	0.152	0.924	0.848	24	0.092	0.954	0.908
5	0.369	0.815	0.631	15	0.142	0.929	0.858	25	0.088	0.956	0.912
6	0.319	0.840	0.681	16	0.134	0.933	0.866	26	0.085	0.957	0.915
7	0.280	0.860	0.720	17	0.127	0.936	0.873	27	0.082	0.959	0.918
8	0.250	0.875	0.750	18	0.120	0.940	0.880	28	0.079	0.960	0.921
9	0.226	0.887	0.774	19	0.114	0.943	0.886	29	0.076	0.962	0.924
10	0.206	0.897	0.794	20	0.109	0.945	0.891	30	0.074	0.963	0.926
11	0.189	0.905	0.811	21	0.104	0.948	0.896	↓	↓	↓	↓

②課税標準額の算出

償却資産の課税標準額＝各資産の評価額の合計（特例対象資産がある場合は特例適用後の額で計算）

③税額の算出

$$\boxed{\text{固定資産税額} = \text{課税標準額} \times \text{税率}(1.4\%)}$$

○課税標準額 … 1月1日現在の償却資産の価格で、償却資産課税台帳に登録されたものです。

○免 税 点 … 課税標準額の合計が150万円未満の場合は課税されません。

（※150万円未満の場合でも、申告は必要です。）

○決 定 価 格 … 各資産の評価額の合計です。 ※評価額の最低限度は、取得額の5%になります。

9 非課税及び課税標準の特例について

(1) 非課税となる償却資産

地方税法第348条及び同法附則第14条に規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が非課税となります。該当する償却資産を新たに取得された場合は、「非課税適用届出書」を御請求の上、必要事項を記入し非課税内容に係る書類とともに提出してください。なお、非課税該当の償却資産であっても台帳に登録しますので申告をお願いいたします。

(2) 課税標準の特例が適用される償却資産

一定の要件に該当するものは、課税標準額の特例が適用されます。**新たに申請する場合**は、申告書のほかに添付書類が必要となります。下記に問い合わせの多い特例の一部を示しますが、詳しくは吉見町役場税務会計課までお問い合わせください。なお、「課税標準特例適用申告書」は、吉見町ホームページからダウンロードして御使用ください。

【例1】ガス事業用資産（※特別一般ガス導管事業者を除く）

（地方税法第349条の3第2項）

取得期間	特例率	適用期間	添付書類
—	1/3	新設後5年間	・課税標準特例適用申告書
	2/3	その後5年間	・ガス事業法第2条第6項で定める一般ガス導管事業者（同法第54条の2に規定する特別一般ガス導管事業者を除く。）であることがわかる書類

【例2】先端設備等導入計画に基づき新規取得した先端設備等に該当する一定の償却資産等

★令和5年3月31日までに取得した場合 A(旧地方税法附則第15条第41項) B・C(旧地方税法附則第64条)

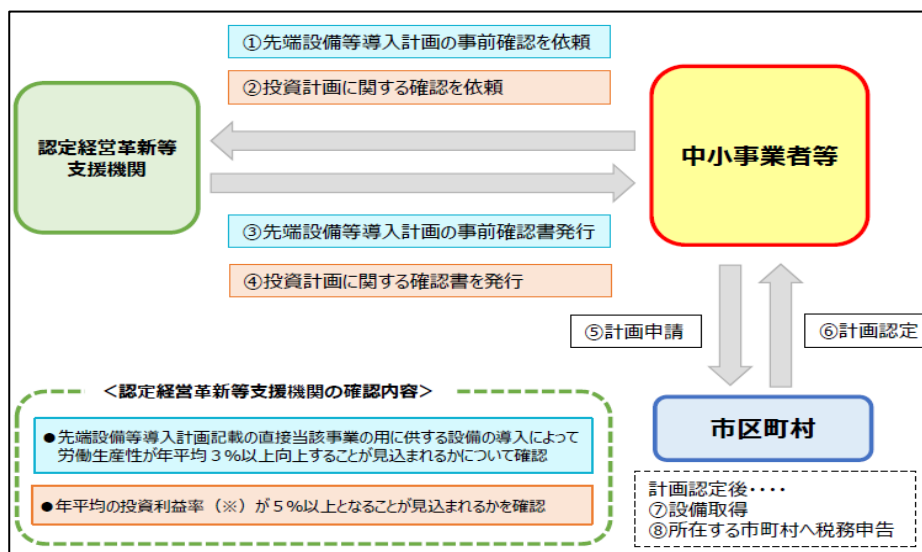
資産の種類	取得期間	特例率	適用期間	添付書類
A ・機械及び装置 ・工具、器具及び備品 ・建物附属設備	平成30年6月6日から 令和3年3月31日まで	0 (ゼロ)	新設後 3年間	・課税標準特例適用申告書 ・先端設備等導入計画の申請書及び認定書（写し） ・工業会等による先端設備等に係る生産性向上要件証明書（写し） ※リース会社が申告する場合には、「リース契約書（写し）」及び「公益社団法人リース事業協会が確認した固定資産税軽減計算書（写し）」
B ・事業用家屋 ・構築物	令和2年4月30日から 令和3年3月31日まで			
C ・機械及び装置 ・工具、器具及び備品 ・建物附属設備 ・事業用家屋 ・構築物	令和3年4月1日から 令和5年3月31日まで			

★令和5年4月1日以降に取得した場合

（地方税法附則第15条第45項）

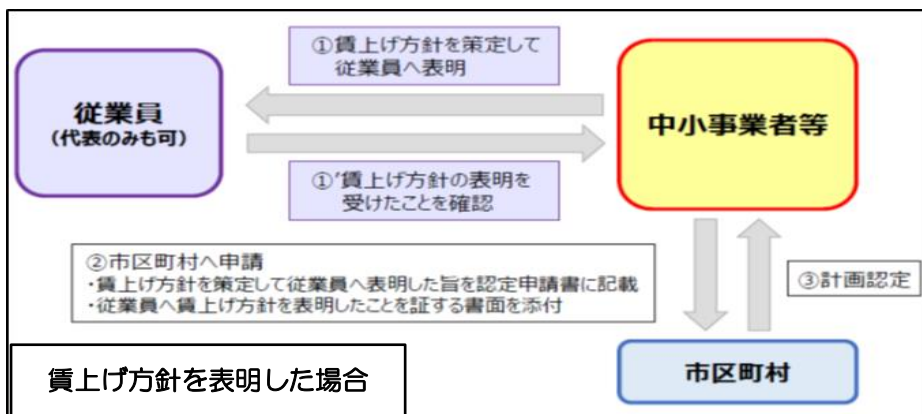
資産の種類	賃上げの表明	取得期間	特例率	適用期間	添付書類
・機械及び装置 ・工具、器具及び備品 ・建物附属設備	無し	令和5年4月1日から 令和7年3月31日まで	1/2	新設後 3年間	・課税標準特例適用申告書 ・先端設備等導入計画の申請書及び認定書（写し） ・認定経営革新等支援機関による事前確認書（写し） ・認定経営革新等支援機関が発行する投資計画に関する確認書（写し） ※賃上げ方針を伴う計画を申請した（固定資産税の1/3軽減を希望する）場合には、「従業員へ賃上げ
	有り	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	1/3	新設後 5年間	

	有り	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	1/3	新設後 4年間	方針を表明したことを証する書面(写し)」 ※リース会社が申告する場合には、「リース契約書 (写し)」及び「公益社団法人リース事業協会が確 認した固定資産税軽減計算書(写し)」
--	----	---------------------------	-----	------------	--



※中小企業庁ホームページ
(<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansei/index.html>)
で適用要件の詳細等が確認できます。

※先端設備等導入計画の認定に関しては、吉見町役場産業振興課商工観光係
(0493-54-5027)へ御確認ください。



(注)先端設備等については、先端設備等導入計画の認定後に取得することが必須です。計画の認定前に取得した設備等は、特例措置を受けることができません。

【例3】再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けて取得した太陽光発電設備(自家消費型太陽光発電設備)

(地方税法附則第15条第25項)

設備の種類		取得期間	特例率 (発電電力)	適用 期間	添付書類
太陽光 発電 設備	再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けて取得した設備 (固定価格買取制度の認定を受けたものを除く)	平成28年4月1日から 平成30年3月31日まで	2/3	新設後 3年間	・課税標準特例適用申告書 ・再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書(写し)
		平成30年4月1日から 令和8年3月31日まで	3/4 (1,000kw以上)		
			2/3 (1,000kw未満)		

(注)再生可能エネルギー固定価格買取制度の認定を受けた太陽光発電設備の特例は、平成28年3月31日までの取得資産をもって終了しています。

平成28年4月1日からは自家消費型太陽光発電設備で、再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金を受けている資産が対象になり、売電用(設備認定を受けたもの)の太陽光発電設備は余剰売電であっても全て特例対象外となります。

10 その他

正当な理由がなく申告されない場合は、地方税法第386条の規定により過料を科せられることがあるほか、虚偽の申告をされますと、地方税法第385条の規定により罰金等を科せられることがあります。

また、申告もれ等の課税については、申告された年度だけでなく、5年を限度として遡及することになります。(地方税法第17条の5第5項)

なお、申告漏れ等の場合は、令和7年度分だけでなく、過年度分についても修正申告してください。

よくある質問(Q & A)

Q1：税務署に確定申告をしています、償却資産を申告する必要はありますか？

A1：申告は必要です。税務署への確定申告は、国税（所得税又は法人税）の計算のために必要なもので、償却資産の申告は、その市町村の固定資産税の計算に必要なものです。そのため、税務署への確定申告とは別に、償却資産を市町村に申告いただくことになります。

Q2：資産に増減がなかった場合でも、申告する必要はありますか？

A2：申告は必要です。申告書の備考欄に「増減なし」と記入し、必ず申告書等の提出をお願いいたします。

Q3：使用していない資産は申告の対象となりますか？

A3：申告の対象となります。未稼働又は遊休（一時的に稼働を停止している）の状態にある資産であっても、その資産が事業の用に供する目的をもって保有され、いつでも稼働して事業の用に供することができる状態であれば、申告の対象となります。

Q4：事業所が廃業・移転・合併等で全ての資産が減少した場合、申告は必要ですか？

A4：申告は必要です。「償却資産申告書」の備考欄に「〇年〇月〇日廃業」等と記載し、「種類別明細書（減少資産用）」に全資産を記載して申告してください。

Q5：所有者が亡くなった場合、どのように申告すればよいですか？

A5：【お亡くなりになったことにより事業を廃業した場合】

「償却資産申告書」の備考欄に「〇年〇月〇日廃業」等と記載し、「種類別明細書（減少資産用）」に全資産を記載して申告してください。

【相続により償却資産を承継した場合】

償却資産の相続人の方は、被相続人の取得年月、取得価額及び耐用年数を引き継いで申告してください。また、「償却資産申告書」の備考欄に被相続人の住所、氏名及び相続した年月日を記入の上、「種類別明細書（増加資産・全資産用）」に引き継いだ全資産を記載して申告してください。

Q6：今回初めて申告書が送付されましたが、課税対象となる資産を所有していない場合でも、申告する必要はありますか？

A6：申告は必要です。資産の保有状況を把握するため、課税対象となる資産を所有していない方も、申告書の備考欄に「資産なし」と記入し、必ず申告書の提出をお願いいたします。

「1、2 住所・氏名」が正確に記載されているか確認し、印字してある内容に変更がある場合は訂正してください。（訂正した場合、「18 備考」欄にもその理由を記入してください。）また、初めて申告される場合は、印字されていないため記入してください。

申告書提出日を記載してください。

令和 7 年 1 月 9 日

令和 7

吉 見 町 長 様

償却資産申告書（償却資産課税台帳）

償却資産申告書の記載例

8～14 各項目について、該当する方を○で囲んでください。

「有」に該当する場合は、「耐用年数の短縮の承認通知書」の写を添付してください。

所有者コード

「有」に該当する場合は、「増加償却の届出書」の写を添付してください。

「有」に該当する場合は、新たに特例を受けたい資産の「特例適用申告書」と確認資料を添付してください。

償却資産の評価においては、特別償却及び圧縮記帳は認められていません。

3 個人番号又は法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3
4 事業種目 (資本金等の額)	不動産業 (50 百万円)
5 事業開始年月	平成 8 年 3 月
6 この申告に応答する者の係及び氏名	経理課 埼玉 花子 (電話 0493-54-5028)
7 税理士等の氏名	税理士 比企 一郎 (電話 0493-54-5029)

1 住所 (ふりがな)	〒355-0192 さいたまけんひきぐんよしみまちおおあざしもほそや 埼玉県比企郡吉見町大字下細谷411番地 (電話 0493-54-1511)
2 氏名 (ふりがな) 法人にあってはその名称及び代表者の氏名	ゆうげんがいしゃよしみふどうさん 有限会社吉見不動産 よしみふどうさんかぶしがいいしゃ 吉見不動産株式会社 だいひょうとりしまりやく よしみ たろう 代表取締役 吉見 太郎 (屋号)

(イ) 前年前に取得した資産の取得価額を資産の種類別に合計して記載してください。
なお、前年度までに申告した資産がない場合は記載は不要です。
申告漏れ等で、印字してある内容に変更がある場合は訂正してください。（「18 備考」欄にもその理由を記入してください。）

(ロ) 種類別明細書(減少資産用)に記載された取得価額を資産の種類別に合計して記載してください。

(ハ) 種類別明細書(増加資産用)に記載された取得価額を資産の種類別に合計して記載してください。（但し、申告漏れ等の資産の金額は、この欄には記入せず、前年前に取得したもの(イ)の金額を修正してください。）

資産の種類	取 得 価 額			
	前年前に取得したもの (イ)		前年中に減少したもの (ロ)	
1 構 築 物	十億	百万	千	円
2 機 械 及 び 装 置	十億	百万	千	円
3 船 舶	十億	百万	千	円
4 航 空 機	十億	百万	千	円
5 車 両 及 び 運 搬 具	十億	百万	千	円
6 工具、器具及び備品	十億	百万	千	円
7 合 計	十億	百万	千	円

資産の種類	評 価 額 (ホ)	決 定 価 格 (ヘ)	課 税 標 準 額 (ト)
1 構 築 物			
2 機 械 及 び 装 置			
3 船 舶			
4 航 空 機			
5 車 両 及 び 運 搬 具			
6 工具、器具及び備品			
7 合 計			

(ホ) 評価額・(ヘ) 決定価格・(ト) 課税標準額は、申告していただいた明細をもとに町で算出しますので、記載の必要はありません。但し、自社電算処理による全資産申告を行う場合は、記載してください。

「18備考」: 次の事項等を記載してください。

- ① 資産の増減がなかった場合は、「増減なし」と記載してください。
- ② 初めて申告される方で該当資産がない場合は、「資産なし」と記載してください。
- ③ 前年中に所有者の住所、氏名又は名称等に異動があった場合は、異動年月日及び旧住所、旧氏名又は名称等を記載してください。
- ④ 前年中に解散、廃業、転出等があった場合は、その旨と異動年月日を記載してください。
- ⑤ 納税管理人を定めている場合は、その者の住所、氏名を記載してください。
- ⑥ 添付書類がある場合は、その名称を記載してください。
- ⑦ 非課税に該当する資産を所有している場合は、その適用条項を記載してください。
- ⑧ その他、この申告に必要な事項及び償却資産の評価について参考となるべき事項を記載してください。

① 吉見町大字下細谷411番地

② 吉見町大字中新井493番地1

③

15 事業所等、資産の所在地を記載してください。
また、2ヵ所以上の資産所在地がある場合には、それぞれの所在地を記入し、その主となる場所の番号を○で囲んでください。

貸主の名称等
下細谷不動産リース株式会社
(電話) 0123-45-6789

16 借用(リース)資産の有無について、該当する方を○で囲んでください。
借用資産がある場合には、貸主の名称等を記載してください。

自己所有 ・ 借家

17 事業用家屋の所有区分について該当する方を○で囲んでください。

○令和6年7月1日商号変更

○地方税法附則第15条第45項該当（先端設備等導入計画認定設備）

添付書類

・課税標準特例適用申告書

・先端設備等導入計画の申請書及び認定書（写）

・事前確認書（写） ・投資計画確認書（写）

・賃上げ方針表明書（写）

○申告もれ資産あり（令和5年7月取得）

前年中(令和6年)に取得した資産、及び前年前までに取得した資産で申告もれとなっていた資産を記載してください。
今年度(令和7年度)初めて申告される方は吉見町内にある全資産を記載してください。

種類別明細書(増加資産・全資産用)の記載例

第二十六号様式別表一(提出用)

令和7年度

種類別明細書(増加資産・全資産用)

* 所有者コード *		所有者名		1 枚のうち
		吉見不動産株式会社		1 枚目

行番号	資産の種類	資産コード	資産の名称等 (カタカナで記入)	数量	取得年月			取得価額 (イ)	耐用年数	(ロ)減価残存率	(ハ)価額	課税標準の特例 (ヘ)※		課税標準額	増加事由	摘要	
					年号	年	月					率	コード				
01	1	記載する必要はありません。	チュウシャジョウアスファルトホソウ	1	5	6	5	3 500 000	10	0.						1 2 3. 4	
02	2		キカイシキチュウシャセツビ	1	5	6	6	12 500 000	10	0.						1 2 3. 4	
03	6		オウセツセット (セッキヤクギョウヨウ)	1	5	5	7	1 000 000	5	0.						1 2 3. 4	R6年度申告もれ
04	6		パソコン	1	4	30	10	300 000	4	0.						1 2 3. 4	R6年8月企業内移動(〇〇市より)
05	6		ルームエアコン	1	5	6	7	500 000	6	0.						1 2 3. 4	
06	2		タイヨウコウハツテンセツビ	1	5	6	10	2 250 000	17	0.						1 2 3. 4	
07	2		NCセンバン (センタンセツビトウドウニュウケイカクニンテイセツビ)	1	5	6	6	6 000 000	10	0.						1 2 3. 4	法附則第15条第45項
08	↑								0.						1. 2 3. 4		
小 計				7				26 050 000									

「種類別明細書(増加資産用)」が不足した場合は、送付した「種類別明細書(増加資産用)」をコピーしていただくか、吉見町ホームページから様式をダウンロードしてお使いください。

注意 「増加事由」の欄は、1新品取得、2中古品取得、3移動による受け入れ、4その他のいずれかに○印を付けてください。

該当する場合は、「特例適用申告書」と確認資料を添付してください。

記載する必要はありません。
※ただし、自社電算処理による全資産申告を行う場合は、記載してください。

資産の種類
1.構築物
2.機械及び装置
3.船舶
4.航空機
5.車両及び運搬具
6.工具、器具及び備品
資産の種類に対応する1から6までの数字を記載してください。

資産の名称等
資産の名称や規格等を具体的に記載してください。

取得年月の年号
大正は2、昭和は3
平成は4、令和は5
を記載してください。

取得価額
資産を取得(製作改良を含む)するために、通常支出すべき金額(当該資産の引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、据付費等その他当該資産を事業の用に供するために直接要した費用を含めたもの)を記載してください。
※法人税法及び所得税法の規定による「圧縮記帳」は、償却資産の評価上認められていませんので、圧縮する前の「実際の取得価額」を記載してください。

耐用年数
減価償却資産の耐用年数等に関する省令に掲げる耐用年数を記載してください。
ただし、国税局長の承認したもの、または税務署長が認定した耐用年数によるものにあつては、当該耐用年数を記載してください。
耐用年数については、国の法令データ提供システム(<https://elaws.e-gov.go.jp/>)から「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」で検索することができます。
(別表1、2及び5、6に基づいて記載してください。)

摘要
当該資産について、次のような事項を記載してください。
①課税標準の特例がある資産については、その適用条項(例:法附則第15条第45項) ※「課税標準特例適用申告書」及び証明書類等確認できるものを添付してください。
②割賦販売資産等、法第342条第3項の規定の適用がある資産については、その旨の表示と売主の名称等
③耐用年数の変更があった場合にはその旨の表示
④短縮耐用年数を適用している資産についてはその旨の表示
⑤増加償却を行っている資産についてはその旨の表示
⑥他の市町村から移動して受け入れた資産については、その旨の表示と移動年月
(例:R6年8月企業内移動(〇〇市より))
⑦貸付資産(リース資産)については、貸付先の所在町名、氏名または名称
⑧その他、当該資産の価格の決定にあたって必要な事項(例:申告もれ等)
※前年前までに取得した資産で申告もれとなっていた資産があった場合、又は既に申告済みの資産で取得価格、取得年月、耐用年数等を修正する場合は、当該年度だけでなく、過年度分の修正申告(5年を限度)も併せてお願いします。詳しくは吉見町役場までお問い合わせください。

「種類別明細書(増加資産・全資産用)」(資産の名称等が印刷してあるもの)に記載のある資産の中で、減少した資産を種類別明細書(減少資産用)へ転記してください。
なお、「種類別明細書(増加資産・全資産用)」(資産の名称等が印刷してあるもの)は、前年度までに申告いただいた内容により作成されておりますので、今回初めて申告される方には送付されておられません。

種類別明細書(減少資産用)の記載例

第二十六号様式別表二(提出用)

令和 7 年度										種類別明細書(減少資産用)										所有者名		1枚のうち																																																																			
※ 所有者コード ※																				吉見不動産株式会社		1枚目																																																																			
行 番 号	資 産 の 種 類	抹 消 コ ー ド	資 産 の 名 称 等 (カタカナで記入)	数 量	取 得 年 月			取 得 価 額	耐 用 年 数	申 告 年 度	減 少 の 事 由 及 び 区 分				摘 要																																																																										
					年 号	年	月				1 売 却	2 滅 失	3 移 動	4 そ の 他	1 全 部	2 一 部																																																																									
01	6	27	ショクドウヨウクーラー	1	4	26	4	200 000	6			①・2・3・4	①・2	株式会社△△へ売却																																																																											
02	6	18	テレビ	1	4	22	12	250 000	5			1・②・3・4	①・2	除却																																																																											
03	6	39	フクシャキ	1	4	26	4	1 500 000	5			1・2・③・4	①・2	□□市○○支店へ移転																																																																											
04	6	56	ルームエアコン	1	4	21	6	350 000	6			1・②・3・4	①・2	除却																																																																											
05	6	121	ジムツクエ(キンソクセイ)	2	4	9	4	400 000	15			1・②・3・4	1・②	当初取得価額1,000,000円(数量5)のうち 400,000円(数量2)分減少																																																																											
06	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑	↑			1・2・3・4	1・2	↑																																																																											
資産の種類 1.構築物 2.機械及び装置 3.船舶 4.航空機 5.車両及び運搬具 6.工具、器具及び備品															抹消コード・資産の名称等 同封の「種類別明細書(増加資産・全資産用)」(資産の名称等が印刷してあるもの)の資産コード欄に記載されている「資産コード」及び「資産の名称等」を転記してください。															数量 減少した資産の数量を記載してください。 なお、資産の一部が減少した場合は、減少した数量を記載してください。															取得年月の年号 大正は2、昭和は3、平成は4、令和は5を記載してください。															取得価額 減少した資産の取得価額を記載してください。 なお、資産の一部が減少した場合は、減少した部分に対応する取得価額を記載してください。															摘要 ① 当該資産が減少した事由について記載してください。 「1 売却」 売却先の名称等 「2 滅失」 滅失の理由等 「3 移動」 受入れ先の所在地等 「4 その他」 減少の事由等 ② 減少の区分が「2 一部」に該当する場合には次の例のように記載してください。 (例) 当初取得価額1,000,000円(数量5)のうち400,000円(数量2)分減少 ③ その他当該資産が減少したことについて必要な事項を適宜記載してください。														
13												1・2・3・4	1・2																																																																												
14												1・2・3・4	1・2																																																																												
15												1・2・3・4	1・2																																																																												
16												1・2・3・4	1・2																																																																												
17												1・2・3・4	1・2																																																																												
18												1・2・3・4	1・2																																																																												
19												1・2・3・4	1・2																																																																												
20												1・2・3・4	1・2																																																																												
				小 計		6		2 700 000																																																																																	



申告書の提出は、eLTAX(エルタックス)で 電子申告も利用できます！

- インターネットを利用して、オフィスや自宅などから申告等の手続きを行うことができます。
- 利用届出（新規）を提出後、直ちに電子申告を利用することができます。
- PCdeskで固定資産税（償却資産）申告データのCSV取り込みによる作成が可能です。



の御利用開始・利用方法は、eLTAXヘルプデスクまでお問い合わせください。

- eLTAXホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp/> エルタックス で検索
- eLTAXヘルプデスク電話 0570-081459

上記の電話番号でつながらない場合：03-5521-0019

※ お問い合わせの前に、eLTAXホームページの「よくあるご質問」をご覧ください。

※ 申告データ等の作成に係る具体的な操作方法についても、eLTAXヘルプデスクまでお問い合わせください。

申告書を提出する前に次の確認をお願いします。

チェック

- ☐ 申告書に連絡先は記入されていますか？
- ☐ 申告書に資産所在地は記入されていますか？
- ☐ 資産が増加した場合、「種類別明細書（増加資産用）」に、資産の種類・資産の名称等・数量・取得年月・取得価額・耐用年数・増加事由（1～4）などは記入されていますか？
- ☐ 資産が減少した場合、「種類別明細書（減少資産用）」に、資産の種類・抹消コード（資産コード）・資産の名称等・数量・取得年月・取得価額・耐用年数などは記入されていますか？
- ☐ 課税標準の特例を新たに申請する場合、「課税標準特例適用申告書」及び証明書類等確認できるもの（7～9ページ参照）がありますか？

〒355-0192

埼玉県比企郡吉見町大字下細谷411番地

吉見町役場 税務会計課 課税係 行

※郵送により申告する場合は、「宛名」として切り取り、封筒に貼り付けて御利用ください。